

2. オーストリア ( A T )

国名	国別整理番号	名 称	使用言語	発行状況	所 蔵 範 囲			整理区分
					発行年次	番 号	主な欠号	
2 オ ー ス ト リ ア  ( A T )	1	Patentschrift 特許発明明細書	独 語		1949 ~ 1966  1967 ~ 1992 マイクロ  1922 ~ CD-ROM	162001 ~ 251400  251401 ~ 394700  393901 ~	1955 (183051 ~ 183350)	番 号 順
	2	Patent Blatt ( . Teil) 特許公報	独 語	月 刊	1923 ~		1941 ~ 1958	発行日順

概 要	備 考
<p>1. フロントページ 書誌的事項</p> <p>2. 次ページ以降 クレーム、明細書及び図面</p>	<p>1. 特許の種類 (1) 発明特許 (2) 従属(依存)特許 (3) 追加特許 なお、(2)、(3)については当館では受け入れていない。</p> <p>2. 存続期間 (1) 1 - (1)、(2)... 公告日から18年 1984.12.1以降は(出願日から20年超えない) (2) 1 - (3)... 基本特許残存期間</p> <p>3. 審査 新規性判断の審査主義をとっており、その基準は、国内公知公用、内外国刊行物としている。</p> <p>4. 公告、異議申立(公告日から4ヶ月以内)制度あり。</p> <p>5. 実務実施 公告日から3年以内又は出願から4年</p> <p>6. 1949年第162001号が戦後第1号である。</p> <p>7. 分類はドイツ特許をおおむね適用 o 1969年～国内国際分類併記 o 1981年10月12日発行分から国際分類のみ使用 〔オーストリアで発行される唯一の明細書 公告明細書は抄録で発行されている。〕</p>
<p>1. 一般事項</p> <p>2. 弁理士の紹介、国内略称</p> <p>3. 特許関係</p> <p>(1) 特許出願公告分類索引(IPC順)</p> <p>(2) 特許出願公告取り消しリスト</p> <p>(3) 取り下げ及び拒絶処分告示</p> <p>(4) 権利付与リスト(分類別、番号順)</p> <p>(5) 特許明細書発行状況リスト</p> <p>(6) 特許権者変更リスト</p> <p>(7) 権利者名変更リスト</p> <p>(8) 部分放棄リスト</p> <p>(9) 無効決定リスト</p> <p>(10) 特許権回復リスト</p> <p>(11) 放棄による消滅リスト</p> <p>(12) 期日満了による消滅リスト</p> <p>PCT関係</p> <p>(13) オーストリアを指定国としたPCT出願公開リスト(国際公開番号順)</p> <p>EPO関係</p> <p>(14) オーストリアを指定国としてEPO出願公開リスト(IPC順)</p> <p>(15) オーストリアを指定国としたEPO出願特許リスト(IPC順)</p> <p>(16) EPO特許の効力、失効リスト(IPC順)</p> <p>(17) EPO出願拒絶リスト</p> <p>(18) 副分類別リスト(主分類併記IPC順) (発行日順)</p> <p>(19) 訂正リスト</p> <p>(20) EPO特許明細書訂正リスト(番号によるもの)</p> <p>(21) 誤記の告示</p>	<p>1. 1964年以前は Teil. (整理番号3)と Teil. は合体発行であったが、1965年以降は分冊発行となった。</p> <p>2. 1976年以前は Teil. (整理番号3)と Teil. と特許、公示索引(整理番号5)と特許人名索引(整理番号6)は、当館において合本整理されている。</p> <p>3. 1941年5月～1942年は発行が停止された。</p> <p>4. 1992年9月～A、B 1993年1月～A、B、C }に分かれる。 A = 国内・PCT関係 B = EPO特許関係 C = EPO公開関係</p>

2. オーストリア ( A T )

国名	国別整理番号	名 称	使用言語	発行状況	所 蔵 範 囲			整理区分
					発行年次	番 号	主な欠号	
2 オ ー ス ト リ ア  ( A T )								
	3	Patent Blatt ( . Teil) 公示公報	独 語	月 刊	1965 ~			発行日順
	4	Marken Anzeiger 商標公報	独 語		1929 ~		1941 ~ 1959	発行日順
	5	Alphabetisches Verzeichnis der Anmelder, Patentinhaber und Erfinder 特許索引 (人名)	独 語		1989 ~			

概 要	備 考
(22) オーストリア特許法第5条による効力の失効リスト	
(1) 一般事項 (2) 法規等 (3) 抗告、判決等 (4) 報告と告知 (5) 統計表等	
<p>1. 一般事項</p> <p>(1) コードの説明</p> <p>(2) 記号の説明</p> <p style="padding-left: 20px;">A M - 出願番号</p> <p style="padding-left: 20px;">K L - 国際商品、サービス分類</p> <p style="padding-left: 20px;">N r - 登録番号</p> <p style="padding-left: 20px;">カッコ内の番号は消滅商標であり、登録時の番号を示す。</p> <p>2. 登録番号順商標見本</p> <p>(1) 登録商標（登録番号順商標見本）</p> <p>(2) 権利譲渡リスト</p> <p>(3) 指定商品の拡張リスト</p> <p>(4) 権利消滅リスト</p> <p>(5) 訂 正</p> <p>(6) 弁理士一覧</p>	<p>1. 存続期間 登録月末日から10年。但し、10年毎に更新できる。</p> <p>2. 国際商品分類（1～34分類）及びサービスマーク（35～42分類）を使用。</p> <p>3. 登録された商標は商標公報により公告される。</p> <p>4. 戦後1948年2月25日より第1号を発行、それ以前はドイツ占領によりドイツ商標公報に公告されている。</p> <p>5. 5年継続不使用の場合は、取消を申請することができる。</p>